

器49 医療用穿孔器、穿削器及び穿孔器
一般医療機器 歯科用カーバイドバー（コード：16668000）

デーシャ FG用カーバイドバー

【禁忌・禁止】

本品を、インレー・クラウン等の除去に使用しないこと。
[歯牙以外のものを切削すると、患者の口腔内でバーが
破折し、事故につながる可能性がある。]

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ビーディーアール
愛知県名古屋市中白区原4-106

【形状・構造および原理等】

- 1)形状・構造
歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置を接続できる
軸に、タングステンカーバイド製の作業部を持つ。
- 2)使用回転数
上限150,000回転/分

【使用目的又は効果】

歯牙を研削、研磨するために用いる。

【使用方法等】

- 1)使用の前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保
管しておく。
- 2)使用時に、歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置に
装着する。
- 3)回転させて、振れがないかを確認する。
- 4)ソフトタッチで断続的に被切削物に押し付けて切削する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャン
クを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認
すること。
- 2)ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具
を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な
圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認す
ること。
- 4)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。特に、頭
部の細い・長い・大きい形状のもの、またはネックの細
いものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5)歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加える
ことや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 6)歯髄為害防止のため、注水下にてソフトタッチ(フェザー
タッチ)で使用する。

【使用上の注意】

- 1)指定の回転数を厳守して使用すること。
- 2)損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等のあるものは
使用しないこと。
- 3)本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4)目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の
流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5)使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意す
ること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を
中止すること。
- 6)本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には
使用しないこと。インレー・クラウン等の除去には、金属
切削用のリムーバルカーバイドバーを用いること。

【保管方法及び有効期間等】

水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負
荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1)使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を充分に
除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ又はEOGに
よる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。
なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用し
ないこと。
- 2)本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用するこ と。
- 3)超音波洗浄器を用いる場合は、バーが互いにこすれあって
損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。
- 4)消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に
従い正しく使用すること。